

|    |                  |  |                             |
|----|------------------|--|-----------------------------|
| 14 | 10. 1. 9<br>(検査) | <p>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</p> <p>1. 三木証券の支店営業係長は、知人である顧客から余裕資金を運用してもらいたいとの要請を受け、平成 5 年 7 月 15 日、特定顧客との間で、株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができるることを内容とする契約を締結した上で、平成 5 年 10 月 1 日から同 9 年 5 月 23 日までの間、取引を受託、執行した（売買回数 409 回、売買株数約 34 万株）。</p> <p>2. 三木証券の支店歩合外務員は、顧客である義父から依頼され、平成 5 年 6 月 16 日、特定顧客との間で、株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができるることを内容とする契約を締結した上で、平成 5 年 6 月 16 日から同 9 年 3 月 25 日までの間、取引を受託、執行した（売買回数 487 回、売買株数約 63 万株）。</p> <p>3. 三木証券の本店第 2 営業部歩合外務員は、手数料稼ぎを目的に義姉に顧客となつてもらったことから、運用は自分に任せて欲しい旨を申し入れ、平成 8 年 2 月 26 日、特定顧客との間で、株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができるることを内容とする契約を締結した上で、平成 8 年 2 月 27 日から同年 8 月 28 日までの間、取引を受託、執行した（売買回数 312 回、売買株数約 32 万株）。</p> <p>4. 三木証券の本店第 2 営業部歩合外務員は、顧客から依頼され、平成 4 年 10 月 1 日頃、特定顧客との間で、株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができるることを内容とする契約を締結した上で、平成 4 年 10 月 1 日か</p> | <p>外務員に対する処分</p> <p>未 定</p> |
|----|------------------|--|-----------------------------|

|    |                 |   |  |
|----|-----------------|---|--|
|    |                 | ら同9年1月8日までの間、取引を受託、執行した（売買回数847回、売買株数約292万株）。   |  |
| 15 | 10.1.9<br>(検査)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等を受託する行為</li> </ul> <p>平成8年10月21日、協生証券の本店第1営業部次長は、特定顧客が、特定の銘柄の株式について低い指値注文の発注による一連の売付けの方法により、当該株式の株価の一定価格までの引下げを行って、当該顧客自身が対応して当該一定価格での当該株式の売買を成立させることを図っていることを知りながら、午前10時15分から同10時36分までの間、当該一連の売注文を受託、執行した。</p>   | 外務員に対する処分<br>未 定   |
| 16 | 10.1.20<br>(検査) | <p>◎ 向い呑み及び呑行行為</p> <p>金山証券は、平成7年10月31日に、特定銘柄の上場株券について見込み買付けを行った後、複数の顧客に買付けを勧誘し、勧誘に応じた顧客からの買付けの委託注文を有価証券市場に発注することなく、自己が直接に当該株券の売買における顧客の相手方となっている。</p> <p>同証券の本店営業部長は、部下職員への指示等により上記行為を実行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</li> </ul> <p>金山証券の本店営業部営業課課長代理は、平成7年10月から同8年8月までの間、自己の利益の追求を目的として、顧客の口座を使用し、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った（売買回数111回、売買株数約34万株）。</p> | <p>会社に対する処分<br/>本店の一部の業務について業務停止<br/>1日</p> <p>外務員に対する処分<br/>未 定</p> |

|    |                   |  |                  |
|----|-------------------|--|------------------|
| 17 | 10. 2. 17<br>(検査) | <ul style="list-style-type: none"> <li>投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</li> </ul> <p>大成証券の本店営業部営業第2課長は、自らの営業成績の向上及び自己の利益の追求を目的として、平成7年2月17日から同9年10月8日までの間、複数の顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った（売買回数926回、売買株数約95万株）。</p>   | 外務員に対する処分<br>未 定 |
| 18 | 10. 2. 24<br>(検査) | <ul style="list-style-type: none"> <li>取引一任勘定取引の契約の締結</li> </ul> <p>一成証券の本店投資相談部歩合外務員は、複数の顧客から依頼され、</p> <p>(1) 平成5年7月2日から同9年11月10日までの間、株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄及び数については顧客の個別の取引ごとの同意を得るもの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数3,642回、売買株数約1,590万株）。</p> <p>(2) 平成5年6月17日から同8年7月8日にかけて、それぞれの顧客の株価指数オプション取引口座の開設時に、株価指数オプション取引の受託につき、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄、数及び対価の額の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成5年7月5日から同9年11月11日までの間、取引を受託、執行した（売買回数2,258回、売買数量9,011枚）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</li> </ul> <p>一成証券の本店投資相談部歩合外務員は、自己の利益の追求を目的として、平成5年6月28</p> | 外務員に対する処分<br>未 定 |

|    |                   |  |                          |
|----|-------------------|--|--------------------------|
|    |                   | 日から同 9 年 11 月 6 日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買及び株価指数オプション取引を多数回にわたり行った（売買回数 507 回、売買数量 株式約 100 万株ほか）。   |                          |
| 19 | 10. 2. 24<br>(検査) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</li> </ul> <p>金十証券の支店営業員は、妻の知人から依頼され、平成 8 年 10 月 17 日、特定顧客との間で、株式等の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる内容とする契約を締結した上で、平成 8 年 10 月 18 日から同 9 年 7 月 25 日までの間、取引を受託、執行した（売買回数 49 回、売買株数約 100 万株）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</li> </ul> <p>金十証券の支店営業係長は、株式委託手数料収入の増加を図ること及び自己の利益の追求を目的として、平成 9 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買及び株価指数オプション取引を多数回にわたり行った（売買回数 78 回、売買数量 株式約 40 万株ほか）。</p> | <p>外務員に対する処分<br/>未 定</p> |
| 20 | 10. 3. 17<br>(検査) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</li> </ul> <p>ユニバーサル証券の支店営業部職員は、平成 9 年 1 月 8 日から同年 10 月 22 日までの間、複数顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄及び数については顧客の個別の取引ごとの同意を得るもの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数 317 回、売買株数約 35 万株）。</p>   | <p>外務員に対する処分<br/>未 定</p> |

|    |                   |   |   |
|----|-------------------|---|---|
| 21 | 10. 3. 20<br>(調査) | <p>◎ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為</p> <p>日興証券は、当時の役員の関与により、有価証券の売買につき、当該有価証券について生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、(1) 平成7年10月から同8年6月までの間、6回にわたり、日興証券がその自己勘定で売買を行い既に利益が確定している株式取引を、当該顧客から委託を受けて行った売買であるかのように仮装し付け替えて、当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、合計約680万円相当の財産上の利益を提供し(2) 平成7年11月から同8年6月までの間、19回にわたり、日興証券がその自己勘定で行った株式買付取引を、当該顧客から委託を受けて行った株式買付取引であるかのように仮装し付け替えて、当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、合計約2,230万円相当の財産上の利益を提供したものである。</p> <p>○ 取引一任勘定取引の契約の締結</p> <p>日興証券は、上記顧客の有価証券の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めができる旨の契約を締結した上で、平成7年10月から同9年3月までの間、取引を受託、執行した。</p> | <p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式等に係る自己売買業務の停止 (10. 4. 10から10. 5. 9までの間)</li> <li>・支店の一部の業務について業務停止 (10. 4. 10から10. 4. 30までの間)</li> <li>・公共債の引受け及び入札への参加の禁止 (10. 4. 10から10. 4. 20までの間)</li> </ul> <p>(注)上記は、No.22の法令違反行為を含めた処分内容</p> |
| 22 | 10. 3. 20<br>(検査) | <p>◎ 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買をする行為</p> <p>日興証券は、平成9年10月31日、特定の銘柄の株式について自己の計算による一連の低い指値の売付けを行う方法により、当該銘柄の株価の一定価格までの引き下げを行って、自己の計算による売付けと顧客の買付けを対応させて当該一定価格での売買を成立させる目的をもって、午後2時49分から同2時52分までの間、当</p>  | <p>会社に対する処分</p> <p>(注)上記No.21の処分内容を参照</p> <p>外務員に対する処分</p> <p>職務停止(1週間)</p>   |

|    |                  |  |   |
|----|------------------|--|---|
|    |                  | 該一連の売付けを行った。<br>同証券の本店エクイティ部店頭株式課長は、上記行為を実行した。   |   |
| 23 | 10. 4. 2<br>(調査) | <p>◎ 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出</p> <p>山一証券は、当時の役員の関与により、</p> <p>(1) 平成 7 年 6 月 30 日、大蔵大臣に対し、当該証券会社の第55期事業年度の当期末処理損失は約2,776億円であったのに、含み損を抱えた有価証券の簿外処理等により、約2,331億円過少の約445億円に圧縮して計上した貸借対照表等を掲載した同事業年度の有価証券報告書を提出した。</p> <p>(2) 平成 8 年 6 月 28 日、大蔵大臣に対し、当該証券会社の第56期事業年度の当期末処理損失が約2,221億円であったのに、上記と同様の方法により、約2,380億円過大の約159億円の当期末処分利益を計上した貸借対照表等を掲載した同事業年度の有価証券報告書を提出した。</p> <p>(3) 平成 9 年 6 月 30 日、大蔵大臣に対し、当該証券会社の第57期事業年度の当期末処理損失は約4,280億円であったのに、上記と同様の方法により、約2,718億円過少の約1,562億円に圧縮して計上した貸借対照表等を掲載した同事業年度の有価証券報告書を提出した。</p> <p>◎ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為</p> <p>山一証券は、当時の役職員の関与により、有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失を補てんし、又はこれらについて生じた利益に追加するため、一個人及び法人に対し、同証券がその自己勘定で売買を行い既に利益が確定しているシンガポール国際金融取引所の株式先物取引を、当該顧客から委託を受けて行った売買であるかのよ</p> | <p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 9 年 11 月 25 日以降自主廃業に向けて営業停止を行っていることから、証券会社に対する行政処分は行わなかった。</li> </ul> <p>外務員に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外務員 5 名</li> <li>登録取消</li> </ul> |

うに仮装し付け替えて、当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、それぞれ、

- ① 当該個人に対し、平成6年12月から同7年1月までの間、32回にわたり、合計約1億700万円相当の財産上の利益を提供した。
- ② 当該法人に対し、平成6年11月から同7年3月までの間、76回にわたり、合計約3億1,690万円相当の財産上の利益を提供した。

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

山一証券は、

- ① 平成6年6月、同頁前記①の顧客の有価証券の売買取引等の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成6年6月から同7年2月までの間、取引を受託、執行した。
- ② 平成5年3月、同頁前記②の顧客の有価証券の売買取引等の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成5年4月から同7年6月までの間、取引を受託、執行した。

10.4.2 ◎ 損失を負担することを約して勧誘する行為  
(検査)

山一証券は、平成元年5月から同3年9月までの間、当時の役職員の関与により、有価証券の売買の勧誘に際し、86顧客に対し、当該有価証券について一定期間の利回りを保証することを約して勧誘を行った。

○ 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

山一証券は、昭和63年9月から平成3年7月までの間、当時の役職員の関与により、有価証

券の売買の勧誘に際し、6顧客に対し、時価を大幅に上回る価格での一定期間後の買戻しについて自社が責任を持つことをあらかじめ約して勧誘を行った。

◎ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為

山一証券は、当時の役員の関与により、

- (1) 従来から一定期間の利回りを保証し、売買一任取引による運用を行っている7顧客に関する、平成4年1月30日にうち1顧客に対し、同年3月18日に当該7顧客に対し、有価証券の売買につき、一定期間の利回りを保証する旨をそれぞれ約束した。
- (2) 有価証券の売買につき、当該有価証券について生じた顧客の損失を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、  
① 平成4年1月31日、一定期間の利回りを保証した顧客に対し、当該顧客が保有し評価損が生じている有価証券を時価を大幅に上回る価格で、第三者を介して自己の関係会社に引き取らせる方法により、約248億円相当の財産上の利益を提供した。  
② 平成4年3月19日、株式の売戻条件付取引を行っている買付顧客に対し、当該顧客が保有し評価損が生じている有価証券を時価を大幅に上回る価格で、戻し先と異なる第三者を介して自己の関係会社に引き取らせる方法により、約140億円相当の財産上の利益を提供した。  
③ 平成4年10月28日、一定期間の利回りを保証した顧客に対し、当該顧客が保有し評価損が生じている有価証券を時価を大幅に上回る価格で実質自己の関係会社に買い付けさせる方法により、約85億円相当の財産上の利益を提供した。
- (3) 有価証券の売買につき、当該有価証券について生じた損失の一部を補てんするため、平

|    |                 |  |   |
|----|-----------------|--|---|
|    |                 | <p>成5年3月25日、従来から一定期間の利回りを保証し、売買一任取引による運用を行っている顧客に対し、当該顧客の関係会社から、利払いにより簿価を大幅に下回っている価値の債権（いわゆる仕組債）を当該関係会社の簿価で自己の関係会社に引き取らせる方法により、約46億円相当の財産上の利益を提供した。</p> <p>○ 取引一任勘定取引の契約の締結</p> <p>山一証券は、</p> <p>(1) 平成4年1月、前記(1)及び(3)の計8顧客の有価証券の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めことができることを内容とする契約を締結した上で、うち4顧客について平成4年2月から同5年10月までの間、取引を受託、執行した。</p> <p>(2) 平成4年3月から同9年2月にかけて、特定顧客の株価指數オプション取引の受託につき、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄、数及び対価の額の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めことができることを内容とする契約を複数回にわたり締結した上で、平成4年8月から同9年4月までの間、取引を受託、執行した。</p> |   |
| 24 | 10.4.17<br>(検査) | <p>○ 向い呑み及び呑行行為</p> <p>一吉証券は、平成8年1月25日に、いわゆる「益出しクロス」を受託したが、翌日の株価の変動から同値での戻し売買ができず一部に残株が発生した特定銘柄の上場株券について、委託注文を有価証券市場に発注することなく、自分が直接に当該株券の売買における顧客の相手方となっている。</p>   | <p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式部の一部の業務について業務停止 1日</li> </ul> |

|    |                   |  |                  |
|----|-------------------|--|------------------|
| 25 | 10. 4. 21<br>(検査) | <p>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</p> <p>泉証券の支店東京営業第2部歩合外務員は、実兄から依頼され、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、</p> <p>(1) 買付け及び信用取引の新規建については、平成7年3月6日から同9年2月5日までの間、売買の別、銘柄及び数について顧客の個別の取引ごとの同意を得るもの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めことができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した(買付回数323回、買付株数約98万株)。</p> <p>(2) 売付け及び信用取引の決済については、平成7年5月16日、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めことができることを内容とする契約を締結した上で、平成7年7月10日から同9年2月10日までの間、取引を受託、執行した(売付回数216回、売付株数約72万株)。</p> | 外務員に対する処分<br>未 定 |
| 26 | 10. 5. 15<br>(検査) | <p>・ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為</p> <p>大宝証券の元本店営業部課長代理は、投資信託の解約に伴って発生したこれまでの複数顧客の損失を穴埋めするために、平成4年3月から同7年9月までの間、多数の顧客の有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、自己の資金、他の顧客口座から流用した資金等を現金で支払い、又は当該顧客の口座に直接入金する方法により、合計約1,500万円相当の財産上の利益を提供した。</p>  | 外務員に対する処分<br>未 定 |

|    |                   |  |                  |
|----|-------------------|--|------------------|
| 27 | 10. 5. 15<br>(検査) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</li> <li>・ 外務員の職務に関する著しく不適当な行為</li> </ul> <p>静岡東海証券の支店営業副主任は、自らの成績の向上を目的として、証券取引の知識がなく商品及び取引内容について細かい説明を要しない多数の顧客との間において、平成7年10月から同9年5月にかけて、投資信託の受益証券の売買その他の取引の受託につき、売買、応募又は解約の別、銘柄及び数の全部又は一部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、平成7年10月17日から同9年9月24日までの間、取引を受託、執行した（売買回数1,623回、売買数量約17万口）。</p>   | 外務員に対する処分<br>未 定 |
| 28 | 10. 5. 22<br>(検査) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</li> </ul> <p>1. 中原証券の支店営業部長は、自らの成績の向上を目的として、実姉及び実弟との間で、平成4年5月8日及び同8年12月10日、株式等の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができるることを内容とする契約を締結した上で、平成4年5月12日から同10年1月9日までの間、取引を受託、執行した（売買回数1,662回、売買株数約278万株）。</p> <p>2. 中原証券の本店営業部次長は、既存顧客の確保及び自らの営業成績の向上を目的として、平成5年2月初旬、同顧客との間で、株式等の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができるることを内容とする契約を締結した上で、平成5年2月22日から同8年1月10日までの間、取引を受託、執行した（売買回数58回、売買数量 株式57千株ほか）。</p> | 外務員に対する処分<br>未 定 |

3. 中原証券の支店歩合外務員は、顧客からの依頼を受け、株価指値オプション取引の受託につき、
- (1) オプションの転売に際し、平成7年6月1日及び同年6月15日、複数顧客との間で、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄、数及び対価の額の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成7年6月2日から同9年1月24日までの間、取引を受託、執行した（売買回数31回、売買数量34枚）。
- (2) オプションの新規買建に際し、平成7年7月13日から同9年1月22日までの間、特定顧客との間において、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄及び数については顧客の個別の取引ごとの同意を得るもの、対価の額については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（買付回数18回、買付数量19枚）。
4. 中原証券の支店営業課係長は、実績から依頼され、また、自らの営業成績の向上を図る目的から、平成5年4月13日、特定顧客との間で、株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成5年4月14日から同9年12月25日までの間、取引を受託、執行した（売買回数217回、売買株数約22万株）。
5. 中原証券の支店歩合外務員は、娘夫婦から依頼され、同夫婦の資産拡大を図る目的から、平成4年6月初旬及び同5年5月下旬、複数

|    |                 |   |  |
|----|-----------------|---|--|
|    |                 | 顧客との間で、株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めことができることを内容とする契約を締結した上で、平成4年6月25日から同9年10月1日までの間、取引を受託、執行した（売買回数169回、売買株数約28万株）。   |  |
| 29 | 10.5.22<br>(検査) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</li> </ul> <p>黒川木徳証券の支店第一営業部次長は、顧客の信用取引による取引量が拡大する一方、顧客との連絡が取りにくいくこと及び取引銘柄の値動きが激しいことから、平成8年1月9日から同10年1月19日までの間、株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄及び数については顧客の個別の取引ごとの同意を得るもの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を多數回にわたり締結した上で、取引を受託、執行した（売買回数305回、売買株数約43万株）。</p> | 外務員に対する処分<br>未 定                                       |
| 30 | 10.5.22<br>(検査) | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 顧客の要請なくして親銀行の役職員と共同訪問する行為</li> </ul> <p>住友キャピタル証券の支店引受部長は、平成9年4月11日、親銀行の使用人とともに訪問すべき旨の要請が顧客からなされていないにもかかわらず、当社の親銀行の使用人とともに複数の顧客を訪問した。</p>  | 会社に対する処分<br>・ 支店の一部の業務について業務停止 1週間<br>外務員に対する処分<br>未 定 |
| 31 | 10.5.26<br>(検査) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</li> </ul> <p>安藤証券の本店投資営業部歩合外務員は、複数顧客から依頼を受け、株価指値オプション取引の受託につき、<br/> (1) 平成6年1月及び同7年7月、自動権利行使時の決済のために新規売建、それに伴う既存建玉の買戻し又は転売に際し、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄、</p>   | 外務員に対する処分<br>未 定                                       |

|    |                 |  |   |
|----|-----------------|--|---|
|    |                 | <p>数及び対価の額の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めができる内容とする契約を締結した上で、平成6年1月13日から同9年11月14日までの間、取引を受託、執行した。</p> <p>(2) 平成6年9月及び同7年6月、市場への発注直後の指値訂正に際し、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄及び数については顧客の個別の取引ごとの同意を得るもの、対価の額については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めできることを内容とする契約を締結した上で、平成6年9月9日から同9年8月18日までの間、取引を受託、執行した。</p> <p>(イ、ロ 合計 売買回数189回、売買数量6,576枚)</p> |   |
| 32 | 10.5.26<br>(検査) | <p>○ 有価証券を有しないで行った自己の計算による有価証券の売付けをする行為</p> <p>I N Gベアリング証券会社東京支店は、平成9年5月から同年12月までの間、有価証券市場等において自己の計算において有価証券を有しないで行った売付け（以下「空売り」という。）を行った。このうち、</p> <p>① 70件（うち1件は店頭売買取引）については、有価証券を有しないで売付けを行うことを明らかにしておらず、</p> <p>② 17件については、当該売付けの直近の価格に満たない価格で当該売付けを行った。</p>  | <p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式ディーリング部の一部の業務停止 2日間</li> <li>・転換社債ワランプ部の一部の業務停止 1週間</li> </ul>    |
| 33 | 10.5.26<br>(検査) | <p>○ 向い呑み及び呑行行為</p> <p>H S B C証券会社東京支店は、平成9年8月に、複数銘柄の上場株券について特定顧客からの委託注文を受託しながら、有価証券市場において買付けをせず、自己が直接に当該株券の売買における顧客の相手方となっており、また、特定銘柄の店頭登録株券について特定顧客からの委託注文を受託しながら、自己が直接に当該株券の売買における顧客の相手方となっている。</p>   | <p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式部の業務のうち株券の自己売買業務の停止 1日</li> <li>・株式部の業務のうち株券の売買に係る受託業務</li> </ul> |

|    |                   |  |   |
|----|-------------------|--|---|
|    |                   | <p>なお、同証券会社の取締役株式部長は、上記行為を実行した。</p> <p>◎ 取引報告書を顧客に交付せず、又は虚偽の記載をした取引報告書を顧客に交付する行為</p> <p>H S B C 証券会社東京支店は、役職員の関与により、多数の顧客の委託取引に関し、</p> <p>① 約定内容を誤って記録した等から、既に顧客に交付した多数の取引報告書について、取引所等での約定値段と異なる値段が記載されていることを認知したにもかかわらず、それを訂正するための真実の約定内容を記載した取引報告書を顧客に交付せず、</p> <p>② 顧客の注文意向に沿うようにするために等から、多数の取引報告書について、意図的に取引所等での約定値段と異なる値段を記載した虚偽の取引報告書を顧客に交付した。</p>   | <p>の停止 10日間<br/>・ 営業部及び国際<br/>営業部の業務の<br/>うち株券の売買<br/>に係る受託業務<br/>の停止 1日</p> <p>外務員に対する処分<br/>未 定</p> |
| 34 | 10. 5. 29<br>(検査) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</li> </ul> <p>新和証券の営業所長は、顧客である実姉から依頼され、平成4年1月から同5年10月にかけて、株式等の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる内容とする契約を複数回にわたり締結した上で、平成4年1月28日から同9年10月7日までの間、取引を受託、執行した（売買回数106回、売買数量 株式約7万株ほか）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</li> </ul> <p>新和証券の支店法人部法人課長は、借入金の返済に窮るようになったことから、自己資金の運用のため、また、自らの営業成績の向上を図ることを目的として、顧客の口座を使用し、平成6年3月31日から同9年10月1日までの間、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った（売買回数367回、売買株数約74万株）。</p> | <p>外務員に対する処分<br/>未 定</p>  |

|    |                  |  |   |
|----|------------------|--|---|
| 35 | 10. 6. 2<br>(検査) | <p>◎ 向い呑み及び呑行為</p> <p>大熊本証券は、平成9年11月14日と同年12月25日の両日、特定銘柄の上場株式について、証券取引所の会員経由で出した見込み売り注文が発注後まもなく市場で約定となつたため、複数の顧客からの注文の連絡が届いたのが市場での売買成立後であったが、当該注文を証券取引所の会員に取り次ぐことなく、既に市場で成立している取引を顧客に付け替えることにより、自己が直接に当該株式の売買における顧客の相手方となっている。</p> <p>なお、同証券の取締役法人事部長は、部店への指示等により上記行為を実行した。</p>                        | <p>会社に対する処分<br/>・ 法人部の一部の業務について業務停止 1日</p> <p>外務員に対する処分<br/>未 定</p> |
| 36 | 10. 6. 5<br>(検査) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</li> </ul> <p>山加証券の本店営業部営業第1課課長代理は、平成5年11月10日から同10年2月9日までの間、株式等の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄及び数については顧客の個別の取引ごとの同意を得るもの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行した（売買回数366回、売買数量 株式約38万株ほか）。</p>                               | <p>外務員に対する処分<br/>未 定</p>  |
| 37 | 10. 6. 5<br>(検査) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</li> </ul> <p>南証券の支店営業課営業員は、顧客の取引量が拡大し、事前に打ち合わせた銘柄の中であれば注文を出す際に連絡はいらない旨顧客から告げられたことから、</p> <p>(1) 平成6年2月1日から同7年1月18日にかけて、複数顧客との間で、株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めできることを内容とする契約を複数回にわたり締結した上で、平成6年2月1日から同9年12月22日までの</p> | <p>外務員に対する処分<br/>未 定</p>  |

|    |                |   |                  |
|----|----------------|---|------------------|
|    |                | <p>間、取引を受託、執行した(売買回数1,198回、売買株数約22万株)。</p> <p>(2) また、平成9年3月4日、株価指指数オプション取引の受託につき、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄、数及び対価の額の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めことができることを内容とする契約を締結した上で、平成9年3月4日から同年9月12日までの間、取引を受託、執行した(売買回数79回、売買数量96枚)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為</li> </ul> <p>南証券の本店営業部主任は、信用買付けした銘柄の含み損の苦情を再三にわたり受けたため、平成9年2月3日、他1名と相談の上、特定顧客の有価証券の売買取引につき、当該有価証券について生じた顧客の損失の全部を補てんするため、各々折半して自己の資金を当該顧客の口座に直接入金する方法により、合計約455千円の財産上の利益を提供した。</p> |                  |
| 38 | 10.6.9<br>(検査) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投機的利息の追求を目的とした有価証券の売買</li> </ul> <p>中井証券の本店営業部歩合外務員は、長年の営業経験をもとに自己の利益の追求を目的とした自己の思惑による取引を行いたいとの考えから、平成9年2月から同10年3月までの間、顧客口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った(売買回数34回、売買株数67千株)。</p>  | 外務員に対する処分<br>未 定 |
| 39 | 10.6.9<br>(検査) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投機的利息の追求を目的とした有価証券の売買</li> </ul> <p>日本証券の支店営業課課長は、株式市況が好調に推移している中、株式営業に自信を持ち始</p>  | 外務員に対する処分<br>未 定 |

|                                  |                  |   |                  |
|----------------------------------|------------------|---|------------------|
|                                  |                  | <p>め、自分の相場観で顧客を稼働させるとともに自らも儲けるために、平成元年5月から同10年3月までの間、複数の顧客口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多回にわたり行った（売買回数292回、売買株数約50万株）。</p>   |                  |
| 40                               | 10. 6. 9<br>(検査) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為</li> </ul> <p>岡三証券東大阪支店次長及び同支店お客様投資課長は、相談の上、顧客との間で取引一任勘定取引を行った結果生じた損失について、その一部を補てんするため、当該課長が自己の資金を平成8年1月22日に当該顧客の夫の口座に直接入金し、また、同年1月26日に顧客の夫名義の銀行口座に振り込む方法により、合計約150万円の財産上の利益を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</li> </ul> <p>岡三証券東大阪支店次長及び同支店お客様投資課長は、自らの営業成績の向上を目的として、平成7年8月4日、特定顧客との間で、株式等の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成7年8月7日から同年9月7日までの間、取引を受託、執行した（売買回数54回、売買数量 株式約18万株ほか）。</p> | 外務員に対する処分<br>未 定 |
| 合 計 ( 検査 36件 )<br>40 件 ( 調査 5件 ) |                  |   |                  |

(注) 1件の勧告に付き、検査結果・犯則事件調査の双方に基づく勧告である場合、それぞれ計上しているため、合計は一致しない。